



多久市の子育てを応援する「児童センター」

あじさいへ行こう！

Go!



あじさいのイベント情報♪

7月

おはなしのドア (第1金曜)

2日 読み聞かせ・手遊び

にこにこサロン (毎週火曜)

6日 セタ会

13日 ゆかた着付

20日 お誕生会

27日 みんなであそぼう

すこやかタイム (毎週土曜)

3日 季節の工作 (七夕)

10日 季節の工作 (風鈴)

17日 ビデオ上映会

24日 手話教室

でんでんむし

1日(木) たなばた会

8日(木) 食育相談会

13日(火) お誕生日おめでとう

22日 (木・祝) 夏の交流会
～親子でいっしょに
遊びましょう～

あじさい
ホームページ
QRコード



「でんでんむし」に遊びに来ませんか？

多久市子育て支援センター「でんでんむし」では、佐賀女子短期大学などの先生によるお話や親子で楽しむ遊びを紹介する「子育て講演会」、乳幼児の食事や健康に関する質問ができる「食育相談会」、お茶をしながらママ友交流ができる「ママカフェ」、たなばた会やさつまいもの収穫体験、クリス

マス会、ひなまつりなど親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。親子で一緒に遊びに来てくださいね。

また、利用者支援事業、ファミリーサポート事業と共催の「赤ちゃん広場」や児童館との合同事業の「お誕生日おめでとう」も開催しています。



▲子どもの日イベント
「かぶと・こいのぼりづくり」



▲ママカフェ
「みんなでパズル」



▲収穫祭
「たまねぎの収穫」

問い合わせ

児童館 ☎75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎37-1117

利用者支援事業「パラソル」 ☎75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎75-5111



出典：独立行政法人国民生活センター

事例
来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理ができる」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がぐがんだことを話すと、調査員を手配すると言った。申込書をサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめた。(当事者/70代女性)

Check!

みんなで目指そう！自ら考え行動する消費者！
「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

ひとことアドバイス

- 自然災害による住宅修理で「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金実際に支払われるかどうか分かりません。まずは自身が契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、家族や周りの人にも相談しましょう。

多久市に住む
外国籍の人へ

こま 困ったこと (けいやく・せいひんのトラブル) が、むりょうで相談できます。

韓国語



곤란한 일 (계약 · 제품 문제)가 무료로 상담 할 수 있습니다.

시민生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188

